

## 三重県志摩庁舎正面駐車場東側立木伐採・剪定業務委託仕様書

### 1 案件名

三重県志摩庁舎正面駐車場東側立木伐採・剪定業務委託

### 2 履行期間

契約締結日から令和2年12月25日（金）まで

### 3 履行場所

三重県志摩市阿児町鶴方3098-9 地内

### 4 業務内容

- (1) 対象区域：別添図面参照（正面駐車場東側の隣接地と境界付近）
- (2) 隣接地まではみ出ている部分を伐採してください。  
対象区域の立木の剪定作業を実施してください。
- (3) 廃棄物の運搬・処分  
適正な方法により、発生材等のゴミを敷地外へ運搬し処分してください。

### 5 見積価格

- (1) 見積価格は、運搬費・処分費等、本業務の履行にかかる一切の経費を含めた金額（税抜）としてください。（別添見積書により提出）  
なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とします。

### 6 その他

- (1) 業務実施は、原則、土曜・日曜・祝日等の閉庁日とし、事前に委託者と協議のうえで実施してください。  
なお、天候条件や庁舎管理上やむをえない事情が生じた場合は、別途、協議調整をさせていただきます。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、委託者に損害を与えた時は、これを賠償しなければならないこととします。また、第三者に損害を及ぼした時も同様とします。
- (3) 受託者は、業務履行にあたり、安全管理・事故防止に十分注意を払い、危険防止のための措置として、バリケード・ロープ・セーフティコーン等により囲いを行い作業を実施してください。また、歩行者・通行車両等に危険が及ばないよう誘導員を配置する等、万全を期してください。
- (4) 業務終了後は速やかに作業現場の清掃を行ってください。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度、委託者と協議することとします。
- (6) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 委託者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (7) 受託者が（6）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条第2項の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。